

## 八戸市立市民病院売店設置・運営事業者プロポーザル実施要領

### 1 目的

八戸市立市民病院売店設置・運営事業公募型プロポーザル実施要領（以下、「本要領」という。）は、八戸市立市民病院（以下、「当院」という。）売店設置・運営を行う事業者を公募型プロポーザルに選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2 事業概要

- (1) 事業名 八戸市立市民病院売店設置・運営事業
- (2) 事業内容 八戸市立市民病院（以下「当院」という。）において、指定する場所に売店を設置し、病院を利用するすべての方へのサービスと職員の利便性向上を目的に運営する事業。
- (3) 事業期間 令和7年2月1日より令和12年1月31日まで（5年間）  
（本店舗設置及び撤去作業期間を含む）
- (4) 貸付契約 地方自治法第238条の4第2項第4号による。事業者決定後、貸付条件について当院と事業者で協議を行い、行政財産貸付契約を締結するものとする。
- (5) 契約更新 契約の更新は行わないものとする。
- (6) 病院概要 病床数 628床（一般病床：572床、精神病床：50床、感染病床：6床）  
入院患者数平均 517人/日(R5年度) 外来患者数 1,093人/日(R5年度)  
職員数（R6年5月31日現在）  
約1,600人（委託職員等含む）  
外来診療日等  
月曜日から金曜日（国民の祝日、12月29日から翌月1月3日を除く）  
面会受付時間  
14時から17時まで

### 3 選定方式 公募型プロポーザル

- 4 担当部署 〒031-8555 青森県八戸市田向三丁目1番1号  
八戸市立市民病院 物流施設課 施設グループ 担当：砂庭  
TEL：0178-72-5036 FAX：0178-72-5175  
E-Mail：byoin\_buturyu@city.hachinohe.aomori.jp  
当院ホームページ：http://www.hospital.hachinohe.aomori.jp/

### 5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 病床数500床以上の病院において、売店の設置及び運営実績を有する者。
- (2) 売店を運営できる法人又は個人、又は複数の事業者で構成される事業者連合体、又はフランチャイズ方式のいずれかの形態とする。（事業者連合体で応募の場合、代表事業者を定めること。）

- ア 事業者連合体の代表事業者、構成事業者、及び単独で応募する事業者は、他の連合体の代表事業者及び構成事業者として応募することはできない。
- イ 同一のフランチャイズによる複数の参加は不可とする。
- (3) 売店の運營業務にあたり、食品衛生法、医療機器販売等に関する関係法令等の規定に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、営業開始までに確実に取得できる者であること。
  - ア 事業者連合体で応募の場合は、構成事業者のうち1者以上が満たしていること。
  - イ フランチャイズ方式で応募の場合は、運営する者が満たしていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (7) 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと。並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 国税及び八戸市税の未納がない者。
- (9) 国又は地方公共団体等から現に指名停止を受けていない者。

## 6 運営条件

### (1) 営業日及び営業時間

- ①営業日：当院と協議により決める日を除き、基本休業日は設けない。
- ②営業開始日：本店舗の営業開始までは仮設店舗による営業とし、本店舗営業開始日を含め、改装工事等の状況や提案内容等により協議する。
- ③営業時間：当院と協議により決定する。

### (2) 本店舗

- ①場所：中央診療棟1階  
面積：147.55㎡
- ②店舗設置・運営及び撤去復旧に必要な経費は、全て事業者の負担とする。
- ③期間満了後に別事業者へ引き渡す場合、賃貸借期間内に原状に回復すること。

### (3) 仮設店舗

- ①事業者は、本店舗の改修、模様替え等原形を変更する場合、新店舗営業開始までの間、仮設店舗を営業すること。また、事業者が交代する場合、撤去作業のために運営を停止する日から新店舗営業開始までの間は新事業者が仮設店舗を設置・運営し空白期間を設けないこととする。
- ②場所：中央診療棟1階 ホスピタルモール（テレビスペース）  
面積：約50㎡（店舗面積は当院と協議）
- ③仮設店舗設置・運営及び撤去復旧に必要な経費は、全て事業者の負担とする。
- (4) 事業者は、本店舗の当該月の売上実績額報告書を、翌月の当院が指定する日までに提出すること。
- (5) 産業廃棄物の運搬処分は事業者が行うこととし、運搬ルートや回収方法については、当院と協議することとする。

## 7 本募集に係るスケジュール

項 目	日 時
(1) 参加表明提出期限	令和6年8月22日（木）から令和6年9月11日（水） 正午必着
(2) 現地見学会	令和6年8月26日（月）から令和6年9月2日（月） まで ※午前9時から午後4時まで
(3) 質問書の提出期限	令和6年9月4日（水）正午必着
(4) 質問書に対する回答期限	令和6年9月6日（金）
(5) 提案書提出期間	令和6年8月22日（木）から令和6年10月2日（水） 午後5時必着
(6) 参加辞退届出書提出期限	令和6年10月2日（水）午後5時必着
(7) プレゼンテーション	令和6年10月中旬予定
(8) 契約候補者決定	令和6年10月下旬予定
(9) 契約締結日	令和6年11月上旬予定
(10) 業務開始	令和7年2月1日（予定）

## 8 参加手続

本件プロポーザルに参加する場合は、次により手続きすること。

- (1) 受付期間 令和6年8月22日（木）～令和6年9月11日（水）正午必着  
持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 提出書類
  - ① 参加表明書（様式1）（当院ホームページよりダウンロード）
  - ② 会社概要書（任意様式）
  - ③ 以下の書類は、八戸市令和6年度競争入札参加資格者名簿（物品の購入等）に登録されていない者のみ提出すること。登録されている者は、参加表明書（様式1）のチェック欄に、丸印を記入すること。
    - a 印鑑証明書
    - b 履歴事項全部証明書
    - c ・八戸市税の滞納がないことの証明書（本店（本社）、支店、営業所等が八戸市にある場合に提出）  
・国税（法人税と消費税及び地方消費税）の未納がないことの証明書  
※上記a～cの書類は申請日から遡って3か月以内に発行されたものとし、写しも可とする。
    - d 営業経歴書（任意様式）
    - e 誓約書（様式2）
  - ④ 委任状（様式3）（当院ホームページよりダウンロード）  
※本店（本社）から支店・営業所等へ業務提案又は契約等の権限を委任する場合に提出すること。
  - ⑤ 契約実績一覧表（様式5）
- (3) 提出先 上記4担当部署
- (4) 提出方法 持参または郵送（配達証明付き書留郵便に限る）

- (5) 資格認定 プロポーザル参加資格の認定は、令和6年9月12日（木）をもって行ない、その結果は、電子メールおよび文書で令和6年9月13日（金）までに発送する。

## 9 現地見学会の実施

現地見学会の希望者は次により申込をすること。

- (1) 申込方法等 メールによる。送信時には担当部署へ必ず受付の電話確認をすること。  
E-Mail : byoin\_buturyu@city.hachinohe.aomori.jp

実施日 令和6年8月26日（月）～令和6年9月2日（月）

※午前9時から午後4時まで（土日祝日は除く）

※見学時間については、調整のうえで個別に連絡する。

## 10 質問書の提出及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次により質問することができる。ただし、提案書の作成に必要な事項及び本業務の実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る内容など、本業務の提案に必要なないと判断される質問や口頭による質問は受け付けない。

- (1) 質問方法 質問内容を質問書（様式4）（当院ホームページよりダウンロード）に簡潔に記入し上記4担当部署に電子メールまたはFAXで提出してください。
- (2) 質問期限 令和6年8月22日（木）～令和6年9月4日（水）正午必着
- (3) 回答 令和6年9月6日（金）までに、質問者に対して参加表明書に記載されたメールアドレスに回答を返信するとともに、参加表明者全員に対しても回答を送信する。なお、送信された回答に対する再質問は受け付けない。

## 11 提案書の提出

- (1) 提出期間 令和6年8月22日（木）～令和6年10月2日（水）午後5時必着  
持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時まで
- (2) 提出方法 持参または郵送（配達証明付き書留郵便に限る）
- (3) 提案内容 提案書は別途定める「売店設置・運営事業提案書作成要領」に基づき、仕様書を参考のうえで作成すること。
- (4) 書類形式 ①各様式8部（正本1部（提案書正本表紙（様式6）を使用）、  
副本7部（提案書副本表紙（様式7）を使用））を提出  
②用紙サイズはA4版とする

## 12 参加辞退

参加表明書の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、プロポーザル参加辞退届出書（様式9）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年10月2日（水）午後5時必着  
持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時まで

- (2) 提出先 上記4担当部署
- (3) 提出方法 持参又は郵便（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限内必着）

### 13 事業者の選定

- (1) 選定方法 事業者の選定は、院内で組織された選考会にて行う。
- (2) 選定基準 別紙プロポーザル評価基準に基づいて評価し、評価点の高い順に最優秀契約候補者、次点契約候補者として選定する。
- (3) 再募集 参加資格認定が1者の場合で、評価点が最高設定評価点の6割を下回る場合は、候補者として選定しない。その場合は、原則として再募集とする。
- (4) プレゼンテーションの実施等
  - ① 日時 令和6年10月中旬予定（詳細日程は、参加資格認定者へ別途通知する。）
  - ② 場所 当院（詳細は、別途通知する。）
  - ③ 方法
    - ア 参加者数 プレゼンテーションに参加する説明者は、3名以内とする。
    - イ 時間制限 プレゼンテーションに要する時間は、1者に付き20分以内とし、質疑応答に要する時間を20分以内とする。
    - ウ 匿名審査 審査は匿名で行うため、自己紹介や提案者が特定できる制服・ネームプレート・社章及び画像等の使用は認めない。
    - エ その他 プレゼンテーションに使用するパソコンは、提案者が持参すること。スクリーン、プロジェクタ、マイク、HDMIケーブル、ホワイトボードは主催者が準備する。
- (5) 契約候補者の決定時期は、令和6年10月下旬を予定

### 14 契約手続

- (1) 上記において決定された契約候補者と協議のうえ行政財産貸付契約を締結する。
- (2) 協議の不調により本業務を遂行できない場合には、プロポーザルの評価が上位であった者から順に必要な事項を協議の上、行政財産貸付契約を締結する。

### 15 その他

- (1) 次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがある。
  - ① 定められた提出期間、提出場所、提出方法に適合しないもの。
  - ② 定められた作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
  - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
  - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
  - ⑥ 審査委員等の当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められたもの。
- (2) 審査結果等の公表及び通知  
審査結果は当院ホームページにて公表。参加者に対しては書面により通知する。  
なお、選定に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。
- (3) その他
  - ① 応募しようとする者は、本要領、提案書作成要領、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。

- ② 提出された書類は、本業務以外の目的には使用しない。
- ③ 提出された書類は、必要な場合、複製することがある。
- ④ 提出期限以降における書面の差替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 提出された書類は返却しない。
- ⑥ 当院が提出した資料は、無断で公表・使用することは出来ない。
- ⑦ 提案書の作成及び提出に関わる一切の費用は、提出者の負担とする。
- ⑧ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ⑨ 記載の日程については、当院の都合により変更する場合がある。
- ⑩ 参加表明しようとする者は、本要領等の内容及び決定内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、当院はいかなる責任も負わない。

(別表)

## 八戸市立市民病院売店設置・運営事業者公募型プロポーザル評価基準

八戸市立市民病院売店設置・運営事業者選考会において行う審査は、以下の基準により実施する。

1 審査項目及び配点は下記評価配点表のとおりとし、審査員は提案書とプレゼンテーションの内容により審査し、採点を実施する。

### 評価配点表

審査項目	内容	配点
①事業の実績	病院実績（経営状態）	10
②事業の基本概念	売店運営の考え方・コンセプト	10
③運営に関する提案	商品内容（品種・品質・安全性・価格設定等） 提供サービス内容（魅力・特殊性（地域特性含む） 店舗レイアウト 営業時間等 その他独自サービス	50
④食品の衛生・品質管理 従業員の教育	従業員数、経験年数、地元雇用等 従業員の体制、教育方針、苦情処理体制等 事故時の対応 大規模災害時の当院への支援内容	20
⑤その他の提案	独自の運営方法等	10
⑥貸付料	固定額 貸付面積の提案貸付料（月額） 加算額 売上額から固定額を引いた額に対する提案貸付料率（%）	10 10
合計		120点
最低基準点		72点

2 評価の目安と採点方法は以下のとおりとする。

(1) 審査項目の②から⑤までは、審査員が採点し、審査項目ごとに算出した審査員全員の平均点をその評価事項の配点とする。（小数点第2位以下切り捨て）

(2) 貸付料（月額）

① 固定額 最高提案固定額に10点を配点。その他の提案者の配点は下記の算式により算出する。算式： $10 \text{点} \times (\text{提案固定額} / \text{最高提案固定額})$

② 加算額 最高提案貸付料率に、10点を配点。その他の提案者の配点は下記の算式により算出する。算式： $10 \text{点} \times (\text{提案貸付料率} / \text{最高提案貸付料率})$

※小数点第2位以下切り捨て

(3) 審査項目①事業の実績は病院（500床以上）における売店設置・運営事業実績件数により配点する。